

富山県飲食業関連事業者支援給付金（第2次） 申請受付要項

【受付期間】 令和3年9月1日（水）から同年10月29日（金）まで

1 給付金の概要

新型コロナウイルス感染症の県内の感染拡大を受け、富山県は、令和3年8月16日（月）から、県民や事業者の皆様様の行動を制限する「ステージ3」に移行しました。飲食店の事業者の皆様には、令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）までの間、感染拡大防止のため、「午前5時から午後8時までの営業時間短縮、富山市においては酒類提供の終日自粛、カラオケ設備（※）の終日利用自粛、富山市以外においては酒類提供を午後7時までとする要請」（以下「時短要請」といいます。）にご協力いただいております。

それに伴い、時短要請にご協力いただき飲食店と直接の取引がある事業者及び運転代行業の皆様のうち、経営に大きな影響を受けた事業者の皆様に対して、「富山県飲食業関連事業者支援給付金（第2次）」（以下「給付金（第2次）」）を支給いたします。

※飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備

2 給付金の支給対象事業者

飲食店への時短要請により、直接的に影響を受けた（※）事業者で、次の事業者を対象とします。

※令和3年8月又は9月の売上が前年又は前々年同期比で50%以上減少したこと。

- （1）飲食店と直接の取引がある事業者
- （2）運転代行業（運行代行業とともにタクシー事業を行っており、別途「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受けた、または受ける予定の事業者を除く。）

3 給付金の支給額

1事業者あたり 20万円

4 申請方法

（1）郵送による申請

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。※10月29日（金）当日消印有効（特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先> 〒930-8501（住所記載不要）

富山県飲食業関連事業者支援給付金事務局 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

(2) オンライン申請

県の HP を確認してください。

<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/kenkou/kyuufukin.html>

※申請は令和3年10月29日（金）23時59分までに送信を完了してください。



5 申請要件

給付金の申請要件は、次の全ての要件を満たす場合とします。

- (1) 県内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主であること。
- (2) 飲食店への時短要請により、直接的に影響を受けた事業者で、飲食店と直接の取引がある事業者又は運転代行業（運転代行業とともにタクシー事業を行っており、別途「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受けた、又は受ける予定の事業者を除く。）であること。
- (3) **令和3年8月又は9月の売上が前年又は前々年同期比で50%以上減少した**こと。
- (4) 今後も事業を継続すること。
- (5) 県から、検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

なお、提供いただきました情報につきましては、富山県警察本部をはじめとする各種行政機関に照会させていただくことがあります。

6 申請手続き等

(1) 給付金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・県のホームページからダウンロード →
- ・県及び各市町村の所定の窓口
- ・各種団体等の窓口



※要項及び申請書の窓口受け取りは、8月30日（月）以降となります。

当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

(2) 申請書類

申請書チェックリストで規定する申請書類を確認してください。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のためにご連絡することもありますので、申請書提出時に、必ず控えをとり保管ください。

そのほか、書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定とする場合があります。

なお、申請書類は返却いたしません。

7 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは給付金を順次支給します。

8 通知等

(1) 申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、後日、給付金の振込をもって通知と代えさせていただきます。

(2) 申請書類の審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

9 その他

(1) 給付金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（給付金の額に年 10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。

(2) 給付金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

10 給付金に関する問い合わせ先

給付金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-8903

受付時間：午前9時～午後5時（当面の間、土日も開設）

給付金を装った詐欺にご注意ください！

○県が、給付金の支給のために現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込みなどをお願いすることはありません。

○ご自宅や職場などに、県をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

